

税法上の寡婦控除制度の改正に関する意見書（案）

寡婦控除制度は、社会の変化に応じてその適用範囲が拡大され、一定要件を満たす者への控除額の拡充が図られてきたが、婚姻歴のない母に対しては適用されていない。

これによって算定された所得が、所得税、住民税その他各種制度の算定基準に関わることから、婚姻歴のない母は著しい不利益を受けている。

同じ母子家庭でありながら、婚姻歴の有無により負担に差異が生ずるべきでなく、子どもの成育環境に影響を及ぼすことがないよう制度の改善が望まれる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、婚姻歴のない母の生活を支援する立場から、税法上の寡婦控除制度を改正するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月 日

東京都議会議長 中 村 明 彦

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		